



牛久沼土地改良区だより

〒301-0005
茨城県龍ケ崎市川原代 2640-1
TEL 0297-62-0536
FAX 0297-62-9547
編集責任者 中島 淳

牛久沼土地改良区の概況(2026年3月31日現在)
■組合員数 2,076名
■受益面積 1,425ha
<http://www.midori-ushikunuma.or.jp>

令和8年5月1日発行



御挨拶 牛久沼土地改良区 理事長 中島 淳

日ごろ、牛久沼土地改良区の事業ならび運営につきまして組合員皆様のご理解とご協力をいただいておりますことに心より御礼申し上げます。

刻々と変化する日本社会と世界情勢及び自然環境に農業や農地のあり方が激変し食糧生産の危機さえ感じる昨今です。

牛久沼土地改良区は、管内農地の水田に用水供給を行うとともに、用排水施設の維持管理に努めることを本命としておりますが、機場や農業施設におけるケーブル盗難や破損被害が県内広域にて報告があり警戒が高まっております。農繁期はもとより、農閑期の嚴重警戒を呼び掛けてまいります。

機場における電気系統は用水確保に欠かせない動力となりますのでケーブルの切断や盗難は大変深刻な損害となり改良区運営にも影を落とす事態となります。組合員皆様の農業施設財産を守るべく取り組んでおります。

茨城県より、牛久沼土地改良区の役員につきまして女性登用の要請を受け、次回(令和10年度)役員改選時には、女性役員を(一人以上)迎え未来を見据えた改良区運営を目指すべく何より、この地域の農業活性に役職員が手を携え知恵を出し合い、一步一步、米つくりの時を刻むことを掲げ、先人たちより受け継いだこの大地と改良区の使命を果たすべく組合員の皆様と共に歩んでいくことを目標にいたく考えております。何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

組合員皆々様の田に豊作の秋を迎えることができますことをご祈念申し上げご挨拶いたします。

令和8年度 賦課金

区 分	賦課種別	期 別	賦課単価 (1,000㎡当)	納 入 期 間
一 般	経 常	田	前期	5月11日～6月1日
			後期	5月11日～11月2日
		陸田	前期	5月11日～6月1日
			後期	5月11日～11月2日
馴馬谷津地区	経 常	田	前期	5月11日～6月1日
			後期	5月11日～11月2日

<お知らせ>

今後の改良区運営及び郵便事情の変化における状況等を考慮し、「賦課金納入済証明書」を窓口での直接交付とさせていただきます。必要とされる組合員様は、事前に電話連絡の上、牛久沼土地改良区までご来所ください。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- ◎口座振替の方へ 領収書を発行しませんので、通帳記帳をもって領収書に代えさせていただきます。
- ◎窓口納付の方へ 確定申告などで賦課金の領収書が必要になりますので大切に保管をお願い致します。
- ◎銀行振込の方へ お振込みによる納付の場合(賦課金・使用料等)は、領収書を発行しませんので、振込明細書の保管をお願い致します。

◆◆◆賦課金の未納・滞納等について◆◆◆

賦課金の未納、滞納は改良区運営に影響があります。また、公平な観点から未納者、滞納者の方の催促個別訪問を行い納付をお願いしております。

特別な事情により、分納等ご相談をご希望の方は改良区までお問い合わせください。

なお、地域でのご要望や困ったことがありましたら各地区の役員・総代の方にもご相談ください。

◆滞納者に対して滞納処分を執行しました◆

令和7年度は土地改良法第39条第5項の規定に基づく滞納処分(預金差押1,112,171円)を8件執行致しました。

令和 6 年度 一般会計収支決算

(単位：円)

歳 入		歳 出	
土地改良事業収入	159,780,510	土地改良事業費支出	81,019,395
附 帯 事 業 収 入	11,249,990	附 帯 事 業 費 支 出	818
基本財産運用収入	188,568	一 般 管 理 費 支 出	85,649,332
特定資産運用収入	7,664	土地改良事業負担金支出	5,454,000
補 助 金 等 収 入	12,840,000	借 入 金 返 済 支 出	2,344,405
寄 付 金 収 入	18,705	支 払 利 息	524,049
業務受託料収入	500,000	固定資産取得支出	0
雑 収 入	2,976,810	出 資 金 取 得 支 出	110
借 入 金 収 入	10,004,000	基本財産積立支出	4,188,568
基本財産取崩収入	0	特定資産積立支出	5,139,927
特定資産取崩収入	0	雑 支 出	0
固定資産売却収入	0	繰 出 金	800,000
出資金返還収入	0	繰 越 金	131,344,143
繰 入 金	800,000	予 備 費	0
繰 越 金	118,098,500		
歳 入 合 計	316,464,747	歳 出 合 計	316,464,747

令和 6 年度の収支決算につきましては第 163 回臨時総代会の承認を受けて掲載させていただきました。

■令和 7 年 10 月 23 日 第 163 回臨時総代会開催される ■■■■■■■■■■■■

議長に大宮地区中村裕男総代を選出し、全案原案通り可決承認されました。

議案第 1 号 令和 7 年度一般会計収支補正予算決議について

報告第 1 号 令和 6 年度決算監査報告について

議案第 2 号 令和 6 年度一般会計収支決算の承認について

議案第 3 号 令和 6 年度財産目録の承認について

議案第 4 号 令和 6 年度事業報告の承認について

令和 6 年度 財 産 目 録

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

1 資産の部		2 負債の部	
1 流動資産	133,254,925	1 流動負債	5,023,321
2 固定資産	2,213,345,079	2 固定負債	242,396,240
1 基本財産	22,718,683	負債合計	247,419,561
2 特定資産	2,129,020,459	3 正味財産の部	
3 その他固定資産	61,605,937	1 指定正味財産	1,288,105,585
		2 一般正味財産	811,074,858
		正味財産合計	2,099,180,443
資産合計	2,346,600,004	負債及び正味財産合計	2,346,600,004

資源を大切に！

田植期と出穂期は用水の必要時期となります。用水確保のためのかけ流しはやめましょう。

かけ流しを見つけた時は節電にもつながるため改良区で調整させていただきます。

水難事故防止

水路で遊ばない

水路に近づかない

令和 8 年度 一般会計収支予算

(単位：円)

歳 入		歳 出	
土地改良事業収入	145,298,000	土地改良事業費支出	139,391,000
附 帯 事 業 収 入	4,406,000	附 帯 事 業 費 支 出	10,000
基本財産運用収入	248,000	一 般 管 理 費 支 出	111,023,000
特定資産運用収入	70,000	土地改良事業負担金支出	25,004,000
補 助 金 等 収 入	48,063,000	借 入 金 返 済 支 出	23,000,000
寄 付 金 収 入	11,000	支 払 利 息	820,000
業務受託料収入	1,800,000	固定資産取得支出	1,404,000
雑 収 入	1,718,000	出 資 金 取 得 支 出	1,000
借 入 金 収 入	35,839,000	基本財産積立支出	1,000,000
基本財産取崩収入	1,000	特定資産積立支出	3,001,000
特定資産取崩収入	16,201,000	雑 支 出	1,500,000
固定資産売却収入	5,000	繰 出 金	800,000
出資金返還収入	1,000	繰 越 金	84,570,000
繰 入 金	800,000	予 備 費	6,037,000
繰 越 金	143,100,000		
歳 入 合 計	397,561,000	歳 出 合 計	397,561,000

■令和 8 年 3 月 19 日 第 164 回通常総代会開催される ■■■■■■■■■■■■

議長に大宮地区中村裕男総代を選出し、全案原案通りに可決承認されました。

- 議案第 1 号 現金預入先について
- 議案第 2 号 賦課金の賦課及び徴収方法等について
- 議案第 3 号 令和 8 年度役員及び総代報酬について
- 議案第 4 号 長期借入金の借入について
- 報告第 1 号 令和 7 年度中間監査報告について
- 議案第 5 号 令和 7 年度一般会計収支補正予算議決について
- 議案第 6 号 令和 8 年度一般会計収支予算議決について
- 議案第 7 号 未収賦課金の不納欠損処理について

土地改良施設の盗難にご注意！

近年、土地改良施設の盗難が相次いでおり、特に金属製部品の盗難が多発しています。土地改良施設は、農家の皆さまの大切な財産です。万が一、土地改良施設に異常を発見された場合や、不審な車両・人物をみかけた場合には、速やかに警察に通報するとともに、土地改良区へご連絡くださいますようお願いいたします。

パイプラインの個人負担について

パイプラインの蛇口盗難・破損が多発しております。パイプライン蛇口の管理につきましては、個人でお願いすると共に、盗難及び破損につきましては個人負担とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

用水期間終了後、パイプラインの蛇口は開けておいてください。冬季期間中に蛇口が凍結して破損するおそれがあります。

用水路・排水路の立木伐採のお願い

近年、水路脇の立木伐採の要望が増えております。大きくなり過ぎた立木は業者に依頼して伐採することになり費用がかかります。職員で伐採等の対処をしておりますが管内全ての対応は難しいため、農業用水路に立木が生えているのに気が付いた際は、出来る限りで構いませんので伐採のご協力をお願いいたします。

土地改良区からのお知らせ

下記に該当する方は届出をお願い致します。

1. 組合員が亡くなったとき
2. 農地を相続・贈与・貸与・賃貸借・交換・売買したとき
3. 小作地を地主に返還したとき
4. 農業者年金受給のために経営移譲したとき
5. 住所変更をしたとき

※ホームページから組合員資格得喪届がダウンロードできます。
農地異動等の際は、両者の記名押印が必要です。

※各種届け出は3月31日までに提出して下さい。4月1日時点の台帳情報に基づき賦課されます。

◆排水放流・施設(用排水路敷地使用等)を使用するとき

当改良区にお問い合わせの上、申請をしてください。ホームページから申請書がダウンロードできます。

◆口座振替の方で変更があるときは新たに口座振替依頼書を提出してください。

◆賦課金納付は簡単・便利・安全な口座振替をご利用ください。

◆農地を転用するときは、農地転用の申請をしてください。またその際は、当該年度の地区除外維持管理費を納めていただくことになっています。公共事業(道路等公共施設)として買収、寄付した土地についても同様です。また、市役所・法務局・農業委員会等の手続きだけでは改良区の台帳、組合員名簿の修正は出来ません。

直接、改良区への届け出が無ければ、従来通り元の組合員に賦課金が掛かります。名義が自動的に変更されることはありませんのでご注意ください。

◆土地改良区の組合員異動や農地の売買等において滞納賦課金がある場合は土地改良法第43条第1項の規定により新しい組合員に支払義務が承継されます。

◆相続放棄された方は相続放棄関係書類(相続放棄申述受理通知書等)の提出(コピー可)の提出をお願い致します。

◆令和6年4月1日より相続登記が義務化されています。農地の相続についても同様です。

休耕田、転作田にも賦課金が掛かります

《陸田の耕作について》

陸田(畑)で用水路から引水をしている場合は、「田」扱いとなります。

賦課金は田の年単価(11,000円/1000㎡)で賦課されます。

そのような状況を確認できた場合は「田」の賦課金額をご請求させていただきます。